

洲本市公告第116号

大学生等の地域外人材との共創を自動化するスマホアプリ等開発業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記実施要領の記載事項を熟知のうえ応募書類を提出のこと。

令和7年8月12日

洲本市長 上崎 勝規



1 プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名 大学生等の地域外人材との共創を自動化するスマホアプリ等開発業務委託
- (2) 履行場所 兵庫県洲本市 地内
- (3) 業務期間 令和8年3月31日限り
- (4) 業務規模 19,976,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 参加資格に関する事項等

大学生等の地域外人材との共創を自動化するスマホアプリ等開発業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

3 関係書類の配布

実施要領等プロポーザルの参加に必要な書類は、市ホームページで配布する。

4 参加表明書提出期間

公告の日から令和7年8月25日正午

5 現地説明会

実施しない

6 契約保証金

受託者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、洲本市契約規則（平成18年洲本市規則第53号）第25条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 前払金

なし

8 支払方法

支払いに係る回数、時期、方法は、洲本市と受託者が締結する業務委託契約書において定める。

9 担当部署

洲本市企画情報部企画課政策調整係

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号（本庁舎5階）

電話 0799-24-7614（課直通）

FAX 0799-22-1315

E-mail kikaku@city.sumoto.lg.jp